

「データアントレプレナー実践研修」は、受講要領をご確認の上、お申し込みください。

データアントレプレナーコンソーシアムは、下記の受講要領に基づいてお客様に提供いたします。

受講要領には、「データアントレプレナー実践研修」に関する重要な注意事項が記載されています。必ずお読みください。

お客様は、「データアントレプレナー実践研修」の受講に際し、受講要領に同意していただく必要があります。（なお、お客様からのデータアントレプレナー実践研修の受講申込みをデータアントレプレナー実践研修事務局が受付けた時点で、この受講要領に同意いただけたものとさせていただきます。）

本受講要領は、「データアントレプレナー実践研修」に適用されます。

お申込方法

1. データアントレプレナーコンソーシアム指定のお申込み方法により、受講に必要な事項をお知らせください。
2. 受講申込は、定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

受講料

1. 企業からの受講者（請求先が企業宛）に限り、受講申込みの受付後、データアントレプレナーコンソーシアムより請求書をお送りいたします。受講料は、開催月の月末までに、指定の銀行口座へお振込みください。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

※支払期日が金融機関非営業日の場合には直前の営業日までとさせていただきます。

2. 原則として、領収書を発行、郵送させていただきます。

受講票

1. 受講票は原則として発行しません。当日はお名刺もしくはご本人確認できるもの（社員証等）をご提示いただきます。

キャンセル

1. お申込みいただいた後のキャンセルは出来ません。

※但し、同じ企業にご所属の方であれば、代理の方の受講が可能です。

「データアントレプレナー実践研修」の中止および変更

1. 予定のお客様が所定の人数に満たない場合には、その「データアントレプレナー実践研修」の開催を中止、あるいは日程の変更をする場合があります。
2. 「データアントレプレナー実践研修」の開催を中止、あるいは日程を変更する場合には、受講を申し込まれたお客様へ、「データアントレプレナー実践研修」開始予定日の7日前までに、事務局よりその旨をご連絡いたします。
3. データアントレプレナー実践研修に登壇する講演者は、業務等の都合により変更になる場合があります。

個人情報

1. データアントレプレナーコンソーシアムは、以下のプライバシーポリシーに従い、受講申込の際に取得した個人情報を扱います。

<https://www.uec.ac.jp/privacy/>

著作権および使用权

1. 「データアントレプレナー実践研修」に用いられる資料、コンテンツ及びソフトウェアの使用許諾者が提供又は使用を許諾する文書、印刷物、ソフトウェア、データは、これらの使用許諾者が著作権又は使用許諾権を有しており、お客様はこれらの使用許諾者の事前の書面による承諾なしに、如何なる形態においてもその全部もしくは一部を複製し、又は第三者に対して提供もしくは使用の許諾その他の処分をすることはできません。

損害賠償

1. データアントレプレナーコンソーシアムは、データアントレプレナーコンソーシアムの責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合には、通常かつ直接の現実損害に限りお客様が被った損害を賠償するものとします。但し損害賠償額は、当該損害発生の原因となった「データアントレプレナー実践研修」の受講料として受領した金額を限度とします。
2. データアントレプレナーコンソーシアムは、データアントレプレナーコンソーシアムの責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラム等無体物の破損、滅失、及び第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

3. お客様のデータアントレプレナーコンソーシアムに対する損害賠償その他の請求は、当該請求原因が生じた日から2週間以内になされなければその効力を失うものとします。

反社会的勢力の排除

1. お客様が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したときには、受講のお申し込みをキャンセルさせていただきます。

その他

1. データアントレプレナーコンソーシアムは、「データアントレプレナー実践研修」の受講により、特定の知識や技能等がお客様に習得されることを一切保証致しません。また、お客様の特定の目的に対する適合性、有益性、最短性、商業性等を有することについても同様とします。これらはお客様の自己責任において決定して頂くこととします。
2. データアントレプレナー実践研修の内容を撮影もしくは録音することはご遠慮願います。
3. データアントレプレナーコンソーシアムがご案内する資料、コンテンツ及びソフトウェアにおける社名、団体名、商品名等は、それぞれ各社・団体の商標または登録商標です。